

平成17年度 事業報告書 (主要部分のみ掲載)

総括的概要

- 1 平成17年度において、当協会は特定事業者70,540社等から再商品化の委託を受け、全国1,812(前年度1,993)の保管施設を対象に入札選定作業を行い、特定分別基準適合物(無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装)ごとに再商品化事業者を選定・委託し、再商品化を実施した。
- 2 平成17年度の市町村からの引取実績は、ガラスびん全体で336,029トン(前年比97.6%)、PETボトル169,917トン(88.6%)、紙製容器包装27,477トン(97.7%)、プラスチック製容器包装528,528トン(118.3%)、合計1,061,951トン(105.0%)であった。
- 3 業務効率化と運用維持コストの削減を目指した新業務システムは、予定通り18年度準備業務開始月である平成17年7月から稼働を開始した。
- 4 平成18年度の容器包装再生処理事業の実施を希望する事業者に対し、登録申請に係る説明会を開催し、容リ法見直しなど容器包装リサイクルを取り巻く環境や登録に関する資格要件の厳格化と審査体制の強化等につき事前説明を行った。
- 5 当協会が委託するガラスびん、PETボトル、紙製及びプラスチック製容器包装の再商品化事業者を対象に、設備審査マニュアル等に基づく処理施設の確認ならびに再商品化製品の販売先の引取同意書による販路の確認など登録審査を行なうとともに、再商品化実施状況に関する立入り検査を行い、再商品化の適正化に努めた。
- 6 分別収集品の品質調査を行い、品質向上に努めた。プラスチック製容器包装で著しくベール品質が悪かった4市に対し品質改善アプローチをし、それでも改善が進捗しなかった1市の18年度の引取申し込みを断った。
- 7 平成18年度の再商品化の実施に向けて、当協会登録の再商品化事業者(ガラスびん98社、PETボトル59社、紙80社、プラスチック98社)及びジョイント運搬事業者を対象に、東京で入札説明会を開催した。また、平成17年度に引き続き、保管施設ごとに落札事業者名、落札数量、落札価格等入札選定結果を当協会ホームページで公表した。
- 8 高止まりしているプラスチック製容器包装の落札価格を改善するため、平成18年度入札にあたり、初めて上限価格を設定し、それを超えた札は無効とした。その結果、30億円強のコスト削減効果が得られた。
- 9 商工会議所、商工会に再商品化委託申込受付・コンピュータ入力に関する業務を委託し、特定事業者との再商品化委託契約の申込・受付業務を実施した。
- 10 シンポジウム、講演会等への講師派遣並びに新聞、テレビ、雑誌等を通じ、法の概要及び当協会の役割と業務内容の普及・啓発に努めた。
- 11 当協会の作成した容器包装リサイクル法に関するパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』などを、事業者、自治体、消費者等に配布し、容器包装リサイクルの普及啓発に努めた。
- 12 会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』を2005年初夏号(No.29)から2006冬号(No.32)まで年4回発行した。また、ホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)を分かり易く、アクセスしやすいものにするよう努め、効率的かつ適時な情報発信と普及啓発に努めた。
- 13 主務5省との連絡を緊密にするとともに、内外のリサイクル関係諸機関との交流、情報交換の推進に努めた。
- 14 容器包装リサイクル法施行10年の見直しに対し、主務省の審議会に委員として参加するとともに、見直しに関する情報の収集・提供に努めた。
- 15 賛助会員21社から頂戴した賛助会費を会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』発行費用に充当した。

平成17年度事業の総括的概要は以上のとおりである。

I.事業実施状況

1.特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

(1) 平成17年度の特定事業者責任比率及び再商品化義務総量

平成17年度の特定事業者責任比率及び再商品化義務総量は以下のとおり。

		H17年度 分別収集 見込総量 (a)	H17年度 再商品化 見込総量 (b)	(a)、(b) いずれか 少ない量 を基礎と して算出 した量	特定事業 者責任比 率	H17年度 再商品化 義務 総量
		トン	トン	トン	%	トン
ガラスび ん	無色	451, 000	270, 000	270, 000	94	253, 800
		442, 000	270, 000	270, 000	92	248, 400
	茶色	387, 000	200, 000	200, 000	81	162, 000
		381, 000	200, 000	200, 000	81	162, 000
	その他	206, 000	160, 000	160, 000	89	142, 400
		203, 000	160, 000	160, 000	88	140, 080
P E Tボトル		243, 000	315, 000	243, 000	100	243, 000
		229, 000	311, 000	229, 000	100	229, 000
紙		190, 000	505, 000	*96, 000	93	89, 280
		165, 000	505, 000	*79, 000	92	72, 680
プラスチック		757, 000	776, 000	757, 000	93	704, 010
		629, 000	655, 000	629, 000	92	578, 680

(*) ;分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理量を差し引いた量
下段 ; 前年度の公表数値

(2) 平成17年度再商品化の実施

当協会では、再商品化業務規程に則り、下記の再商品化委託単価(主務大臣の認可)のもとに、特定事業者等から委託を受け、ガラスびん(無色、茶色、その他の色)、P E Tボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化を実施した。

再商品化委託単価

		委託単価 (円/トン)	
		17年度	16年度
ガラスびん	無色	2, 600	2, 800
	茶色	4, 800	4, 800
	その他	6, 400	8, 000
P E Tボトル		31, 200	48, 000
紙		12, 600	19, 200
プラスチック		80, 000	73, 000

平成17年度におけるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化契約状況及び再商品化の実績は以下のとおりである。

(a)特定事業者からの受託状況

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装関連の特定事業者70,540社(69,648社)から以下のとおり再商品化を受託した。

		受託社数		受託予定量（トン）		受託予定金額（千円）	
		17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度
ガラスびん	ガラスびん計	3, 868	3, 878	544, 092	531, 692	2, 343, 356	2, 575, 275
	無色	3, 265	3, 288	239, 224	225, 281	621, 981	630, 785
	茶色	1, 786	1, 776	143, 613	158, 375	689, 344	760, 200
	その他	1, 449	1, 467	161, 255	148, 036	1, 032, 031	1, 184, 289
PETボトル		1, 352	1, 311	255, 019	253, 396	7, 956, 582	12, 162, 997
紙		48, 630	47, 927	72, 580	63, 982	914, 502	1, 228, 453
プラスチック		68, 122	67, 291	658, 282	546, 635	52, 662, 539	39, 904, 345
合 計		70, 540	69, 648	1, 529, 972	1, 395, 705	63, 876, 980	55, 871, 070

(b)市町村負担分の受託（実績支払ベース）

再商品化の義務が免除されている小規模事業者分については、その処理費用は市町村の負担とされている。当協会が再商品化業務契約を締結し、上記再商品化委託単価により再商品化を行なった市町村負担分の受託状況は以下のとおり。

		受託量（トン）		受託金額（千円）	
		17年度	16年度	17年度	16年度
ガラスびん	ガラスびん計	36, 945	40, 817	181, 625	215, 119
	無色	5, 599	7, 848	14, 561	21, 972
	茶色	21, 011	22, 060	100, 900	105, 874
	その他	10, 335	10, 909	66, 163	87, 273
PETボトル		0	0	6, 050	24, 456
紙		1, 842	2, 159	23, 218	41, 454
プラスチック		29, 940	29, 731	2, 395, 203	2, 170, 309
合計		68, 727	72, 707	2, 606, 098	2, 451, 340

(c)市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

平成17年度においてガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の分別基準適合物を市町村から引取り、再商品化した実績状況等は以下のとおり。

全 体

	(契約ベース)		(実 績)	
	17年度	16年度	17年度	16年度
1) 対象市町村 総数	1, 963	2, 693	1, 771	2, 616
2) 保管施設数	1, 812	1, 993	1, 801	1, 970

ガラスびん

	(契約ベース)		(実 績)	
	17年度	16年度	17年度	16年度
1) 対象市町村 総数	1, 492	1, 949	1, 327	1, 888
2) 保管施設数	980	1, 042	971	1, 025

3) 引取量及び引取達成率 (単位：トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度
ガラスびん計	368, 647	375, 373	336, 029	344, 446	91.2	91.8
無色	114, 610	121, 420	103, 132	109, 932	90.0	90.5
茶色	139, 409	143, 017	123, 707	129, 539	88.7	90.6
その他	114, 628	110, 936	109, 190	104, 975	95.3	94.6

4)再商品化製品利用状況 (単位：トン、%)

		17年度(85社)	16年度(104社)
計		321, 990 (100.0%)	320, 478 (100.0%)
内訳	ガラスびん製造用	216, 288 (67.2%)	221, 449 (69.1%)
	その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブロック、ガラス繊維等)	105, 702 (32.8%)	99, 029 (30.9%)

PETボトル

	(契約ベース)		(実 績)	
	17年度	16年度	17年度	16年度
1) 対象市町村 総数	1, 503	2, 377	1, 352	2, 315
2) 保管施設数	1, 032	1, 303	1, 026	1, 286

3) 引取量及び引取達成率 (単位：トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度
PETボトル	176, 843	191, 314	169, 917	191, 726	96.1	100.2

4) 再商品化製品利用状況 (単位：トン、%)

		17年度(延べ94社)	16年度(延べ119社)
計		143, 032 (100.0%)	147, 698 (100.0%)
内訳	繊維 (ユニフォーム、カーペット等)	64, 103 (44.8%)	63, 554 (43.0%)

	シート (卵パック、プリスターパック等)	58, 788 (41.1%)	54, 589 (37.0%)
	ボトル (飲料ボトル等)	12, 134 (8.5%)	23, 351 (15.8%)
	成形品 (文房具、収集ボックス等)	6, 217 (4.3%)	4, 239 (2.9%)
	その他 (結束バンド、障子紙等)	1, 790 (1.3%)	1, 965 (1.3%)

紙製容器包装

	(契約ベース)		(実 績)	
	17年度	16年度	17年度	16年度
1) 対象市町村総数	202	281	183	250
2) 保管施設数	145	183	141	164

3) 引取量及び引取達成率 (単位：トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度
紙製容器包装	36, 645	35, 658	27, 477	28, 111	75.0	78.8

4) 再商品化製品利用状況 (単位：トン、%)

		17年度(22社)	16年度(23社)
計		26, 471 (100.0%)	27, 163 (100.00%)
内訳	製紙原料	24, 894 (94.0%)	25, 053 (92.23%)
	上記以外の材料 (家畜用敷料)	223 (0.9%)	203(0.75%)
	固形燃料	1, 354 (5.1%)	1, 907 (7.02%)

プラスチック製容器包装

	(契約ベース)		(実 績)	
	17年度	16年度	17年度	16年度
1) 対象市町村総数	1, 084	1, 382	980	1, 317
2) 保管施設数	807	840	797	819

3) 引取量及び引取達成率 (単位：トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度
1.プラスチック	574, 657	469, 991	527, 556	445, 786	91.8	95.5
材 料	189, 600	114, 374	175, 294	111, 732	92.5	97.7
油 化	14, 374	12, 054	13, 032	12, 010	90.7	99.6
高 炉	66, 437	92, 091	46, 523	76, 185	70.0	82.7
コークス	195, 285	162, 833	197, 351	160, 104	101.1	98.3
ガス化	108, 961	85, 639	95, 356	85, 755	87.5	100.1
2.トレイ	1, 676	2, 159	972	1, 126	58.0	52.1
材 料	1, 676	2, 159	972	1, 126	58.0	52.1
油 化	0	0	0	0	-	-
プラスチック計 (1+2)	576, 333	469, 150	528, 528	446, 912	91.7	95.3

4) 再商品化製品利用状況 (単位：トン、%)

		17年度(122社)	16年度(105社)
計		365, 924 (100.0%)	309, 537 (100.0%)
内訳	1.プラスチック	364, 991 (99.7%)	308, 514 (99.7%)
	材 料 (擬木、車止め等)	88, 852 (24.2%)	56, 035 (18.1%)
	油 化	6, 993 (1.9%)	6, 426 (2.1%)
	高 炉	36, 444 (10.0%)	55, 870 (18.0%)
	コークス	174, 061 (47.6%)	137, 980 (44.6%)
	ガス化	58, 641 (16.0%)	52, 203 (16.9%)
	2.トレイ	933 (0.3%)	1, 023(0.3%)
	材 料 (日用雑貨品、トレイ等)	933 (0.3%)	1, 023(0.3%)
	油 化	0 (－)	0 (－)

(d)再商品化受託料金の精算

再商品化受託料金の精算は、特定分別基準適合物ごとに特定事業者からの再商品化予定受託総額に対し再商品化実績総費用(再商品化事業者への支払＋事務所経費)を計算(6月の決算理事会で確定)し、個々の特定事業者ごとに精算額を算出のうえ、過不足に応じて次年度の再商品化予定受託料金と加減し、精算する。

再商品化実績費用算出の主要項目である平成17年度の再商品化事業者への支払い対象量(「販売量」＋「残さ」)は、ガラスびん340,755トン、P E Tボトル180,808トン、紙27,135トン、プラスチック514,340トンであった。

(3) 新業務システムの稼働開始

業務効率化と運用維持コストの削減を目指した新業務システムが、予定通り18年度準備業務開始月である17年7月より稼働を開始した。

新業務システムは、情報セキュリティ強化をはじめインターネットを活用した電子入札・電子契約、オンライン利用者の利便性・操作性向上と手続きの簡素化を実現している。18年度準備業務におけるオンライン利用率は、特定事業者で約15%、市町村約33%、再生処理事業者100%となっている。

次年度は、オンライン利用の向上推進を図ると同時に、旧システムからの完全移行を終了し、18年度再商品化実績報告をはじめとした本格業務への適用を確実に実施する予定である。

(4) 設備審査の実施及び再商品化事業者の管理

ガラスびん、P E Tボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化事業者を入札・選定するにあたり、再生処理施設等が所要の水準にあるか否かを事前に審査することとしている。審査の実施に当たっては、その審査が合法的、かつ公正・透明性のあるものであることを確保するために、第三者の技術専門機関に委託し、再生処理施設等の施設ガイドライン、審査マニュアル等に基づき審査を行った。

また、再商品化事業者による再商品化業務が適正に実施されているかを確認するために、日報・月報の記載内容等に基づく処理施設の稼働状況、未処理在庫ならびに再商品化製品の販売先等につき別途立入り検査を実施した。

立入り検査は、平成17年度においてガラスびん 86社 90施設、P E Tボトル 32社 34施設、紙 33社 34施設、プラスチック 78社 88施設に対し実施した。

(5) 指定保管施設における分別基準適合物の品質調査の実施

分別収集品の品質向上を図る目的で、引き取り・再生処理を行っている事業者の協力を得て、市町村の立会いを求め、分別収集品の品質実態調査を適宜実施している。

プラスチック容器事業部では、分別基準適合物の品質調査を全指定保管施設の92%にあたる

615施設を対象に実施した。調査の結果、評価A、Bランクの施設が606(88%)とほぼ前年並であった。再商品化に支障をきたす可能性があるDランクの施設が依然として81(12%)あった。結果については、直近の市町村説明会で報告し、品質の維持、管理への協力をお願いした。著しく品質が悪かった4市に対し改善計画の立案とその実行を求め、その後の改善の進捗状況を再度調査し、改善が全く進捗しなかった1市の18年度引取り申込を断った。(注：1保管施設に複数の事業者が落札している場合は延べ数となるため施設数の合計が合わないことがある)

PETボトル事業部では、全保管施設の96%にあたる1,000施設を対象に実施した。

調査の結果、評価Aランク894(89%)、Bランク68(7%)、Dランク38(4%)となり、前年度より向上が見られた。

上記調査結果は、当協会ホームページに掲載し、公表した。

ガラスびん事業部では、再生処理事業者から品質面で問題提起された4保管施設に対し改善要求を行い、全ての保管施設において改善をみた。

紙容器事業部では、平成18年度から品質調査を本格実施することにしており、それに先立ち平成17年度は試験的な品質調査を実施し、この結果をもとに品質評価表など必要な取決め事項を確定した。

(6) プラスチック容器再商品化コストの適正化

他の素材の落札価格が毎年低下している中で、プラスチックのみが高止まりしている。これを是正するため、平成17年5月の産業構造審議会・中央環境審議会で高止まりの実体と今後の改善の取組み方針を説明し、了承された。

再商品化の標準コストの算定と入札選定方法のあり方を検討するため、同年7月に東京大学山本教授を委員長とする「再商品化に係る標準コスト検討委員会」を設置し、検討を進めた。その答申を踏まえて、18年度入札として上限価格123,000円を設定し、これを超えた入札札は無効として、18年度入札選定を実施した。

その結果、材料リサイクルでの平均落札価格が8,600円/トンダウンするなど各手法で前年よりダウンした。しかし、材料リサイクル優先により、高コストである材料リサイクルの構成比が更に15%アップし48%になったため、プラ全体の落札価格は前年より600円ダウンに留まったが、上限価格設定に伴うコスト削減効果は30億円強となった。

(7) 商工会議所・商工会等への契約代行業務の委託

平成18年度における再商品化準備作業の実施にあたり、特定事業者からの再商品化委託申込書類の受付及び入力業務(再商品化委託料金の収受は除く)を日本商工会議所・商工会議所及び商工会連合会・商工会へ委託した。平成18年度業務からは、再商品化委託申込・契約手続きの事務の合理化を図るため、これまで商工会県連・商工会及び商工会議所経由で行っていた申込書類の発送業務を協会が直接特定事業者へ郵送することとし、契約手続きに関しては従来の契約書類の取り交わしから約款による「再商品化委託承諾書」方式に切り替え、特定事業者との契約締結を行なった。この結果、収入印紙代等の経費が節約された。

1 研修会の開催

委託業務が円滑に遂行されるよう窓口業務を担う商工会議所・商工会関係者に対し、申込書類発送業務、契約書取次ぎ業務の廃止に関する経緯と今後の事務手続き方法等を説明するとともに「容器包装リサイクル法及び当協会の役割・業務内容」、「各地における申込・契約関連業務」、「パソコン入力業務等に係るパソコンデモンストレーション」などにつき以下により研修を行った。

<商工会議所関係>

(ア) 開催時期

平成17年9月26日(月)～9月30日(金)

研修は、各1泊2日で、4班に分けて開催。

- (イ) 対象人員
339商工会議所・359人が出席
- (ウ) 開催場所
浜松・商工会議所福利研修センター（カリアック）大研修会場

<商工会関係>

- (ア) 開催時期
平成17年9月～平成17年12月の期間
- (イ) 対象人員
964商工会・1018人が出席（26府県商工会連合会で開催）
- (ウ) 開催場所
各地の府県商工会連合会が主催し、府県単位で開催

2 特定事業者に対する再商品化委託申込書類の受付及び入力業務

平成18年度の再商品化申込受付・入力に関する具体的業務手続を以下により行った。

- (ア) 平成17年12月1日付官報により指定法人への再商品化の委託申込みの公告を行うとともに、当協会が抽出した96,552事業者に対し委託申込関係書類（委託申込書、再商品化義務量及び委託量算定用紙等）を送付した。
- (イ) オンラインでの申込みは協会が直接受け、事業者からは紙ベース（平成17年12月1日～平成18年2月1日）により商工会議所・商工会を通じ申込を受けた。
- (ウ) 商工会議所・商工会等には、特定事業者の申込書の内容を確認し、不備等を修正したうえでデータを入力してもらった。商工会議所・商工会から返送された特定事業者の申込書原本は協会で保管。
- (エ) 商工会議所・商工会で入力されたデータはオペレーションセンター（凸版印刷に委託）のコンピュータで集中管理し、平成18年度申込分からはこれまでの委託契約書の交換方式を止め、約款方式に基づく協会からの「再商品化委託承諾書」送付により特定事業者との契約を締結した。

(8) 平成18年度再商品化への取り組み等

平成17年度再商品化業務と並行して、別紙「平成18年度再商品化に向けたスケジュール」に記載のとおり、平成18年度再商品化に向けた種々の準備作業を行った。

(9) 平成18年度再生処理事業者の入札登録・落札状況等

平成18年度の再商品化の入札を希望する再生処理事業者を官報公告により募集し、事業者登録を行った。18年度事業者登録から債務超過事業者に対し中小企業診断士による財務診断を実施し、事業継続見通しが困難と判断された事業者は欠格とした。確定した登録事業者を対象に保管施設ごとにガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の入札を行い、ガラスびん 78社、PETボトル 46社、紙 41社及びプラスチック 75社を選定し、再商品化実施契約を締結した。入札登録・落札状況は以下のとおりである。

なお、18年度からは全て電子入札とした。また、プラスチックとPETボトルにおいて、従来と異なる運用方式、即ちプラスチックにおいては、それを超える入札札については無効にする「上限価格」＜123,000円/トン＞を設定し、また、PETボトルは、17年度まで認めていなかった有償＜再生処理事業者が協会に料金を支払う＞入札を認める方針を提示し、入札を行なった。その結果、PETボトルは離島ほか一部地域を除く殆どの保管施設において有償入札となった。ガラスびんにおいても、一部保管施設で有償入札が行われた。

入札選定結果(保管施設名、落札事業者名、再商品化手法、落札量、落札単価)を当協会ホームページで公表(平成18年4月)した。

	登録申込		登録（確定）		落札	
	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度

ガラスびん	102	124	98	105	78	85
P E Tボトル	67	66	59	58	46	48
紙	86	95	80	88	41	46
プラスチック	113	110	98	89	75	84

2.容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発

(1) 説明会等の開催

1)平成18年度再商品化登録希望事業者に対する説明会 (以下詳細略)

2)平成18年度再商品化事業実施に関する市町村説明会 (以下詳細略)

3)平成18年度再商品化に関する入札説明会 (以下詳細略)

4)平成18年度再商品化事業者に対する再商品化業務手続きに関する説明会 (以下詳細略)

5)その他事項

1 講演会等への講師派遣、展示会への参加

当協会役職員は、各種シンポジウム、講演（講習）会等に参加し、容器包装リサイクル法のしくみや「法」の見直し、当協会の役割・業務内容等につき説明を行うとともに、新聞、テレビ、雑誌などメディアからの取材（年間219件）に応じて、法律に関する全般的問題や本年度は特に「見直し」の問題などについて理解促進に努めた。また、リサイクル関連の展示会、シンポジウム等11ヶ所に対し、当協会の協賛・後援名義の使用を許可した。

平成17年度は、名古屋、長崎、東京と3ヶ所でのイベントに出展・協力したが、それぞれ地域の教育関係者や市民、特に主婦、小・中学生と直接コミュニケーションを図ることができ、容器包装リサイクルについて理解を深める格好の機会となった。

概要は以下のとおり。

- ・「環境デー名古屋2005」（名古屋市主催、『愛・地球博』の一環として開催）

平成17年8月21日（日）於・名古屋市

4リサイクル推進（促進）協議会と協同出展、パネルおよび4協議会提供の展示物を展示、約250名が来場。

- ・「第4回ごみゼロ推進全国大会」（主催：環境省、長崎県、佐世保市、ごみゼロパートナーシップ会議（社団法人全国都市清掃会議））

平成17年10月22日（土）～23日（日）於・長崎ハウステンボス

ごみゼロパートナーシップ会議と協同で出展、上記4協議会の協力を得て、パネルや再商品化製品の展示、パンフレット提供などで協力、約600名が来場。

- ・「エコプロダクツ2005」（日本経済新聞社主催、経済産業省、環境省他後援）

平成17年12月15日（木）～17日（土）於・東京ビックサイト

紙製容器包装リサイクル推進協議会およびプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と3者協同で出展、前年度まで環境省主催の「エコライフ・フェア」に4年連続出展したが、所期の目的を達成したとして今年度は本イベントへの出展を試みた。

＜リサイクルは『分別』から＞をテーマに、《紙およびプラスチックの容器包装ごみがリサイクルされて別のものに生まれ変わる》流れを示し、一人一人が《分別してごみを出す》ことが最も大切、というメッセージを伝えた。3日間で自治体、特定事業者、再商品化事業者、教育関係者、消費者など約2,800名が来場、これまで連続出展したイベ

ントと異なり、来場者の環境・リサイクルへの関心・意識が非常に高く、大きな手ごたえが感じられた。

2 コールセンター対応実績

当協会では、コールセンター（電話相談窓口）を設置し、特定事業者、再商品化委託申込受付業務を代行する 商工会議所・商工会等からの質問に応じている。平成17年度には常時4人のコミュニケーター（専門相談員）を配置し、対応した。

平成17年度の取扱件数は、商工会議所・商工会関係3,152件(前年度2,864件)、特定事業者関係9,358件(同8,658件)、その他250件(同273件)、計12,760件(同11,795件)であった。問い合わせ内容は対象容器包装の具体的判断から申込書類の記載方法等広範囲にわたっているが、特に容リ法見直し審議等を受け、小売業者から義務量算定係数に関する問い合わせが急増した

3 ただ乗り事業者対策

再商品化義務を履行しない所謂「ただ乗り事業者」対策は 容器包装リサイクル法の制度維持と義務を履行している事業者の利益にも合致することから、当協会は積極的に国に協力し、その防止に努めた。

防止策の一環として、再商品化啓発普及パンフレット等の配布、容器包装リサイクル法講習会・説明会等への講師派遣による普及・啓発活動をはじめ、ホームページの活用を通じ平成12年度から平成16年度にわたる再商品化義務履行事業者名を「再商品化受託者リスト」として公表し、特定事業者間の相互牽制に役立てた。これらの努力により、平成17年度は延べ5,374社(前年度4,815社)から過年度分の申込を受けつけ、8億2千3百万円（前年度5億2千8百万円）の収入をあげることができた。

4 容器包装リサイクル法の見直し

国による容器包装リサイクル法の見直しにあたり、当協会新宮専務理事が平成16年度に引き続き経済産業省産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG、環境省中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び農林水産省「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」の各委員として参画し、各審議会において、諸資料を提供しつつプラスチックの再商品化における問題点などを指摘した。

また、産業構造審議会および中央環境審議会の「中間とりまとめ」に対するパブリックコメント募集に際し、当協会として「ただ乗り事業者対策」、「再商品化手法の見直し」、「再商品化に適した分別収集区分の検討」、「分別基準適合物の品質向上」、「協会への委託契約数と実績の乖離」、「PETボトル輸出について」、「レジ袋有料化に関連する検討課題」等について意見提起を行った。（関連事項別記。詳細は協会ニュース30号参照）

5 不正事件への対応

平成14年6月の宮城県古川地区の住民（匿名）の告発FAXから端を発したプラ油化事業者12社による再商品化委託料不正請求事件、また、油化事件後の立ち入り検査により発覚したプラ材料リサイクル事業者1社の不正請求事件は、最終的に計7名が詐欺罪で最高懲役4年6ヶ月、最低で懲役1年8ヶ月の実刑判決により決着した。

この間、事件の発覚から決着に至るその時々での進捗状況や対策については、国及び理事会・評議員会等に逐次報告・説明し、対応を図ってきた。警察への告訴後は捜査への配慮から理事会・評議員会など一部関係者を除き非公開の扱いとした。逮捕者が出た段階で、協会ホームページに事件の概要を掲載する処置を講じた。

事件発生と同時に再発防止と支払額の全額回収に万全を期すべく体制固めを行い、協会内部に常勤理事7名と警察、検察OB及び公認会計士計3名の外部有識者で構成する 拡大危機管理委員会を設置し、事件の原因究明とそれに基づくより厳格な不正防止策を講じ

直ちに実行に移した。詐欺額の返還請求に関しては、目ぼしい保有資産がない中での回収作業であったが、1円でも多く回収をとの意気込みで示談交渉を行った。また、プラスチックの油化・材料リサイクル事件とは別に、油化事件後の立入り検査でガラスびん事業者の1社で不正請求の事実が判明し、対応中である。

平成18年3月に開催の理事会・評議員会において上記内容を改めて説明し、プラスチック関連の2つの事件に関してはこれを以て終了とすることを諮り、了承された。

これにより、詐欺された委託料金に関する返還請求として備忘価格で計上していた未収金を今期決算で償却した。

当協会では、上記事態に対応して、参入段階での入札登録資格要件の厳格化、再商品化段階での日報・月報等の操業記録の提出義務化、再商品化製品の販売段階での販売先への立入り調査など不正防止策の拡充を図るなど管理体制の強化に努め、再発の防止と信頼の回復に引き続き全力で取り組んでいる。

日本テレビの報道番組に端を発した分別基準適合物の引き取り量虚偽報告疑惑については、調査の結果虚偽の実績報告の事実が明らかとなったため、当該市に対し17年度の引取契約解除、当該再商品化事業者に対しては17年度の契約解除及び18年度の登録停止の措置を講じた。さらに、再発防止のため、市町村に対し保管施設の日常管理の強化を要請するとともに、虚偽報告があった場合には市町村との引取契約を解除する旨18年度契約書に明記した。

(2) パンフレット等の作成及び配布

1) パンフレットの作成・配布

平成14年度に作成した一般向けパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』は、毎年継続して多くの地方自治体、事業者、国の出先機関などからの希望に応じて配布、平成17年度は年間約28,000部、作成時からの累計で約21万部が活用された。自治体、事業者などから施設見学者の多い4－5月に年間の決まった部数を希望されるリピーターも前年度同様増えている。

広報パンフレットならびにビデオ・DVDの新規製作については、「見直し」の状況からみて改正点が明確にされてから製作することとし、17年度は見送った。

3. 容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集及び提供

(1) 会報の発行

会報『日本容器包装リサイクル協会ニュース』を、2005年初夏号（No.29）から2006年冬号（No.32）まで4回発行（A4判、2色、12ページ（秋号のみ4色、18ページ）、各号13,000部制作）、「法の見直し」論の進捗状況に合わせ協会としてのコメントなど時宜を得た情報を積極的に提供することに努めるとともに、これまでより一歩踏み込んだ分析・説明への取り組みを試みた。また、日頃、市町村やメディア等から受ける質問などについてもQ & A方式で分かり易い解説を心がけ、問い合わせ対応の際にも大いに効果を発揮した。定期的な配布先に加え、種々の講演会の際に配布するとともに、ホームページへの掲載の迅速化を図り、極力多くの人々の目に触れるように努めた。

(2) ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)の運営

会報と並んで協会の情報発信等の広報ツールの大きな柱として重要な役割を担っているホームページは、「見直し」時期の影響からか内外の容リ法関係者はもちろん、消費者からの注目度もますます高くなったと思われる、年間訪問者数は延べ86万人と前年度（16年度は51万人）と比べ飛躍的に増加した。

情報提供機能の一層の充実化を図り、前年度に新設した『容リ法百科事典』を大幅に拡充し基本用語の理解周知に努めるとともに、新規コンテンツの開発は敢えて控え、現在

掲載されているコンテンツについてくより探し易く、より辿り易く>を目指し、トップページやサイトマップの改善を行った。また、上記会報の迅速な掲載、実績のタイムリーな更新、さらに落札結果や品質調査結果の掲載などにより、外部からの問い合わせ対応の際にも非常に有効なツールとなった。

4.容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力

(1) 国内関係機関との交流

再商品化事業を円滑に推進するため、主務5省庁（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）及び清掃事業において全人口の9割の市町村の声を集約する全国都市清掃会議と情報連絡会議を月1回のペースで開催し、容リ法の見直しをはじめ、容リ法の解釈、運用面での課題に対する対応、ガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の進捗状況等の報告、再商品化実施に伴う当面の課題等につき具体的な協議を行った。

さらに、市町村との間で実施される再商品化に関する基本的事項を網羅した平成18年度における『「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要』を更新した。

(2) 国際交流の推進

- 1 ドイツのDSD社（Duales System Deutschland AG）およびフランスのE E社（Eco-Emballage）等外国のリサイクル関係諸機関と適宜情報交換を行った。

5.その他

(1) 賛助会員の加入状況

当協会の目的に賛同し、啓発普及関連事業を中心に賛助会費の負担をお願いしている当協会の賛助会員は平成18年3月31日現在で21社であった。

Ⅱ.会議開催状況

1.理事会

(1) 平成17年度第1回理事会

日 時：平成17年6月24日（金）10：00～11：30

場 所：東京會館

出席者：45名（委任状出席を含む）

議 事：

（協議事項）

1 第1号議案「評議員の交替について」

2 第2号議案「平成16年度事業報告書（案）について」

3 第3号議案「平成16年度収支決算書（案）について」

平成16年度事業報告書案及び収支決算書案につき説明を行い、原案通り了承された。なお、関連事項としてプラスチック容器包装の油化、材料リサイクル事業者及びガラスびん事業者による再商品化委託料不正請求事件に関する進捗状況が報告された。

4 第4号議案「事務所フロアーの統合について」

情報管理体制強化のための施設可能書庫スペース確保、事業部門、管理部門との一体化等を図る目的で、3階、8階に分散されている事務所を2階フロアーに年内に移転すること、増床（73坪）に伴う敷金、移転費用の大部分は一般会計が保有す

る繰越金（約3千万円）を充当し、不足分については、事業部負担とすることで了承された。

5 その他

（報告事項）

6 容器包装リサイクル法見直しの取組状況等について

新宮専務理事から以下の報告を行った。

昨年8月末から産業構造審議会（産構審）と中央環境審議会（中環審）の合同審議会で関係諸団体によるヒアリングが行われ、昨年末にその主張の論点と言う形で整理され、本年年明けから産構審、中環審それぞれに分かれて審議が始まった。今回の見直しの基本的考え方は、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の基本原則に則り、資源の有効活用の最大化と環境負荷の少ない社会構築を目指すという委員全員の認識のもとに、排出抑制と再利用、分別収集と選別保管、再商品化手法、その他の分野につき審議が行われた。なかでも、拡大生産者責任（EPR）に基づく市町村のごみ処理コストの一部負担問題に関しては関係者間の激しい意見の応酬があった。今後、パブリックコメント等を得て、今秋、9月頃に最終的な案がまとめられる予定。

こうした見直し論議の中で、当協会事業運営にとって影響の大きい問題はプラスチック容器包装の再商品化の動向とそれに伴う費用負担の増大等に対する特定事業者の不安と不満である。このような不安や不満を払拭するためにも、当協会ではプラスチック容器包装の再商品化委託単価の軽減に向けた努力と提言を考えていく必要がある。その手始めとして、プラスチックの再商品化の標準コストを調査することとし、東京大学環境安全研究センター長の山本教授を委員長に、外部の有識者を委員に委嘱し「再商品化に係る標準コスト検討委員会」を本年7月に設置し、その結果を今後の入札価格に反映させたいと考えている。

7 再商品化受託状況等について

8 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュールについて

9 その他

（2）平成17年度第1回臨時理事会

日 時：平成17年12月8日（木）15：00～16：30

場 所：東京會館

出席者：45名（委任状出席を含む）

議 事：

（協議事項）

1 第1号議案「評議員の交替について」

2 第2号議案「指定法人に係わる平成18年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について」

特定分別基準適合物ごとの再商品化委託単価を含む指定法人としての平成18年度事業計画書案及び収支予算書案が原案どおり決定された。

3 第3号議案「主たる事務所の変更について」

4 その他

（報告事項）

1 容器包装リサイクル法見直しの取組状況について

環境省中央環境審議会（中環審）、経済産業省産業構造審議会（産構審）、農水省容器包装リサイクル法見直しに関する懇談会において見直し審議が行われている

が、中環審及び産構審での審議内容等につき新宮専務理事が以下のとおり報告した。

本年6月に中間の取りまとめが行われ、その後、パブリックコメントが求められ、その整理・分析を経て、9月から最終本格的な審議がスタートした。

見直し論の最大の争点は消費者、市町村、事業者の各主体の役割分担論の見直しによって、特に市町村の分別収集、選別保管業務の責任分担の一部を事業者が費用負担すべきであるという点である。両審議会において、それぞれの立場により意見が大幅に異なり、完全一致を見ていない。どのような形で着地するか見えていないが、本年末までにはまとまるものと考えている。

個別論点として、協会の日常業務に関わる論点が出ている。一つには分別基準適合物の品質向上策である。汚れの酷いもの、異物が混入しているものは当初から除去すべきであること、容リ協会が主導して公平性のあるベール品質のチェックをすべきであるとの意見が出された。当協会では、検査基準に基づきプラスチック分別基準適合物のベール品質調査を実施しているが、市町村立会いのもとで、再商品化事業者任せしているのが実情。こうした状況を改善すべく平成18年度からは、まず一部地区において協会が直接品質調査を実験的に行うことにしている。

品質向上策のいま一つの論点として、現状50%弱の残渣が発生しているプラ材料リサイクルの分別方法についてP P、P E等の選別をとる提案がされているが、クリアすべき課題につき当協会としても研究を進めていきたい。

再商品化手法の見直しでは、容リプラの再商品化能力の向上策として、一定の条件の下で技術や市場の進展を踏まえ、R P F、セメント原燃料などへの熱利用を新たな再商品化手法として検討すべきという点は産構審では認められたが、中環審では消極的な見解に終わった。

当協会では、日本プラスチック工業連盟などの各種研究機関の指導を得て、他の再商品化手法との環境負荷、効率性面からの比較において導入の可否などにつき今後とも検討を進めてまいりたい。

2 プラスチック製容器包装再商品化コスト適正化への取組みについて

平成18年度のプラの事業予算は約592億円、総予算の91.6%という膨大な数字。再商品化委託単価の高止まりと義務総量の増加とが相俟った結果と認識。

当協会は現在、市町村の半数から分別基準適合物を引き取っているが、今後、その数が増えることが想定され、数年後には1000億円に近い事業費が必要になることが予想される。

委託単価の高止まり問題に対しては、落札額を分析して、標準的なコストを算定するとともに、入札選定の運用方法を検討すべく、各界の有識者による標準コスト検討委員会を設置し、検討をお願いした。本年11月に同委員会の答申を受け、平成18年度のプラ容器包装の入札選定に反映させることにした。具体的には、入札金額の上限価格を設定し、それを超えた入札は除外する。上限値設定にあたり標準検討委員会が出された再生処理コスト基準と輸送コスト基準を入札時に公開する。公正性、透明性を担保するために弁護士による特別監査人を選任し、入札業務の監査をお願いする。

18年度の入札結果を評価、検証し、引き続きコスト基準を見直しながら合理的な入札選定方法の確立を目指して更に検討をしていきたい。

3 油化事件等の現況について

油化事件とプラ材料リサイクル事件については、判決が出ているのでこれを以て終結とし、平成18年3月の理事会において平成17年度の決算時に財産目録に記載のこれら事件に係わる未収金（備忘価格）を償却することを諮る旨説明し了承された。また、ガラスびん事業者不正請求事件については、17年11月1日に鹿児島地検

名瀬支部から不起訴との決定通知を受けたが、直ちに検察審査会に不服申し立てを行ったことを報告した。

4 平成17年度再商品化受託状況等について

5 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール等について

6 その他

(3) 平成17年度第2回理事会

日 時：平成18年3月28日（火）10：00～11：30

場 所：東京商工会議所7階「国際会議場」

出席者：45名（委任状出席を含む）

議 事：

（協議事項）

1 第1号議案「評議員の選任（案）について」

任期満了に伴い、次期（平成18年4月1日～平成20年3月31日）評議員51名が選任された。

2 第2号議案「理事長、副理事長の選任（案）について」

理事長、副理事長の任期満了に伴い、次期（平成18年4月1日～平成20年3月31日）理事長、副理事長が以下のとおり選任された。

理 事 長：高梨 昌芳氏（日本商工会議所副会頭、横浜商工会議所会頭）

副理事長：山本 和夫氏（東京大学環境安全研究センター長）

3 第3号議案「専務理事の選任（案）について」

現専務理事である新宮 昭氏が選任された。

4 第4号議案「常務理事の選任（案）について」

現常務理事の畔上 弘氏が選任された。

5 第5号議案「17年度収支見込みについて」

4 素材いずれも余剰金が発生する見込みであること、特にPETボトルが大幅な余剰精算金が発生すること等に触れ、平成18年度の当座の資金繰りのため、各事業委員会の了承を得て平成18年度再商品化予定委託料金3千万円超え特定事業者(大口事業者)に対し、契約書どおり18年4月に第1回支払いをお願いすることとし、そのうちPETボトル分については4月に請求せず、7月に4月分と合わせ請求することで既に大口事業者に通知したことを説明し、了承された。

併せて、プラスチック油化事業者等不正請求事件の経緯等を改めて報告し、油化及び材料リサイクル事業者による2件の不正事件に関しては決着をみたので、詐取された委託料金に関する返還請求として備忘価格で計上している「再商品化事業者への未収金」14,000円（@1,000円×14名）のうち油化及び材料リサイクル事業者12名分12,000円につき、17年度決算で償却したい旨諮り了承された。

6 第6号議案「平成18年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について」

指定法人に係わる18年度の事業計画書及び収支予算書は昨年12月の臨時理事会で既に決議されており特に追加事項はないこと、また、これまで一般会計において繰越されてきた約3千万円は事務所移転経費として支出されたため18年度一般会計への繰越金はゼロとなることが説明され、原案通り了承された。

7 第7号議案「再商品化業務規程の変更（案）について」

PETボトルの有償入札に伴い、再商品化業務規定の一部改正を諮り、原案通り了承された。

8 第8号議案「就業規則の改正（案）について」

改正高年齢者雇用安定法において65才までの雇用確保の措置導入が平成18年4月

から正式に義務づけられることから、就業規則の一部改定を諮り原案通り了承された。

9 その他

(容リ法の見直し)

新宮専務理事が容リ法の見直しとそれに対する協会の取り組みにつき以下のとおり報告した。

一昨年7月から容リ法の10年目の見直し審議が経済産業省の産業構造審議会、環境省の中央環境審議会において行われた。本年1月23日に両省合同審議会をもち最終報告書案がまとまった。自民党の環境部会、総務部会等を経て、3月10日に閣議で了承、決定され、現在、衆議院に送られ、5月末か6月には新しい法案が成立されると聞いている。1年半の間、様々な意見交換がなされたが、本日は当協会に関する事柄について報告する。

当協会が今すぐにでも取りかけられる分別基準適合物の品質、ベール品質のレベルアップは従来以上に強化し、18年度に取り組んでいきたい。

ただ乗り事業者対策は、従来同様、主務省庁に対する情報の提供を積極的に行う。

協会だけではできない事柄、例えば燃料化といったプラスチックの再商品化手法の導入問題は主務省の指導のもとに、関係者の協力を得ながらその実現に向けて粘り強い取り組みを継続していきたい。今回の見直し審議の最大の課題である市町村の分別収集費用、選別保管費用の負担問題については1本にまとめることができず、次回の見直しまで見送りとなった。それに代わって、市町村に対する新たな拠出金のスキームが定められた。市町村、特定事業者が再商品化に対して合理化、効率化を図った結果、実績が予算より下回れば、その差額分につき市町村50%、特定事業者50%を分配し返すという成果配分の考え方である。この新スキームは平成20年4月から施行されるが、細かい運営手段等は今後省令で定められることになっている。

当協会は新スキーム執行の担い手となっており、18年度は改定容リ法に対応し1億円の予算を計上しているが、新スキームの運用次第では前年度の平成19年度予算において更なる費用支出を予算計上せざるを得ないと思われる。

(報告事項)

- 1 平成17年度の再商品化受託状況等について
- 2 平成18年度の再商品化実施に向けた動き等について
- 3 その他

2. 評議員会

(1) 平成17年度第1回評議員会

日 時：平成17年6月24日（金）10：00～11：30

場 所：東京會館

出席者：51名（委任状出席を含む。）

議 事：

(協議事項)

- 1 第1号議案「理事の交替について」
- 2 その他

(報告事項)

- 3 評議員の交替について
- 4 平成16年度事業報告書（案）について
- 5 平成16年度収支決算書（案）について
- 6 容器包装リサイクル法見直しの取組状況等について
- 7 再商品化受託状況等について
- 8 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュールについて
- 9 その他

（２）平成１７年度第２回評議員会

日 時：平成１７年１２月８日（木） １３：１５～１４：４５

場 所：東京會館

出席者：５１名（委任状出席を含む）

議 事：

（協議事項）

- 1 第１号議案「理事の交替について」
- 2 第２号議案「指定法人に係わる平成18年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について」
- 3 その他

（報告事項）

- 4 容器包装リサイクル法見直しの取組状況等について
- 5 プラスチック製容器包装再商品化コスト適正化への取組みについて
- 6 油化事件等の現況について
- 7 平成17年度再商品化受託状況等について
- 8 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール等について
- 9 その他

（３）平成１７年度第３回評議員会

日 時：平成１８年３月２７日（月） １３：３０～１５：００

場 所：東京會館

出席者：５１名（委任状出席を含む）

議 事：

（協議事項）

- 1 第１号議案「役員（理事・監事）の選任（案）について」
任期満了に伴い、次期（平成18年4月1日～平成20年3月31日）役員（理事45名、監事2名）が選任された。
- 2 第２号議案「平成17年度収支見込みについて」
- 3 第３号議案「平成18年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について」
- 4 第４号議案「再商品化業務規程の変更（案）について」
- 5 第５号議案「就業規則の改正（案）について」
- 6 その他

（報告事項）

- 7 平成17年度の再商品化受託状況等について
- 8 平成18年度再商品化の実施に向けた動き等について
- 9 その他

3.委員会・分科会

(1) 第1回PETボトル事業委員会・分科会

日 時：平成17年6月14日（火） 10：00～12：30

場 所：虎ノ門パストラル

出席者：23名

議 事：

- 1 平成16年度事業報告書（案）について
- 2 平成16年度収支決算書（案）について
- 3 PETボトル事業部平成16年度業務報告
- 4 平成17年度PETボトル再商品化実績（4月及び5月暫定）について
- 5 PETボトルリサイクル推進協議会報告事項
- 6 その他
 - 平成18年度再商品化に向けたスケジュール
 - 平成17年度再商品化受託状況等

(2) 第1回プラスチック容器事業委員会・分科会

日 時：平成17年6月15日（水） 12：30～15：00

場 所：虎ノ門パストラル

出席者：20名

議 事：

- 1 平成16年度事業報告書（案）について
- 2 平成16年度収支決算書（案）について
- 3 平成16年度プラスチック容器事業部再商品化業務報告
- 4 その他
 - 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール
 - 平成17年度再商品化受託状況等

(3) 第1回紙容器事業委員会・分科会

日 時：平成17年6月16日（木） 13：00～15：00

場 所：霞山会館

出席者：21名

議 事：

- 1 平成16年度事業報告書（案）について
- 2 平成16年度収支決算書（案）について
- 3 紙容器事業部の平成16年度業務報告
- 4 その他
 - 平成18年度に向けたスケジュール（案）
 - 平成17年度再商品化受託状況等

(4) 第1回ガラスびん事業委員会・分科会

日 時：平成17年6月17日（金） 10：00～12：30

場 所：虎ノ門パストラル

出席者：29名

議 事：

- 1 平成16年度事業報告書（案）について
- 2 平成16年度収支決算書（案）について
- 3 ガラスびん事業部平成16年度業務報告について

4 その他

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

○再商品化受託状況等

（５） 第１回総務企画委員会

日 時：平成17年6月21日（火）10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：16名

議 事：

（協議事項）

1 平成17年度第1回理事会・第1回評議員会の開催について

2 平成16年度事業報告書（案）について

3 平成16年度収支決算書（案）について

4 事務所フロアーの統合について

5 その他

（報告事項）

1 各事業部の平成16年度業務概要報告について

2 その他

○容器包装リサイクル法見直しの取組状況等について

○プラスチック油化事件等の現況について

○再商品化受託状況等について

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

（６） 第２回PETボトル事業委員会・分科会

日 時：平成17年10月5日（水）12：30～15：00

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：25名

議 事：

1 平成18年度PETボトル再商品化委託単価（案）について

平成18年度再商品化委託単価案を9,100円/トンとすることを決定し、次回総務企画委員会に付議することになった。

2 平成18年度事業計画書（素案）について

3 平成18年度収支予算書（素案）について

4 平成17年度再商品化実績について

5 PETボトルリサイクル推進協議会報告事項

6 その他

○平成18年度再商品化に向けたスケジュール（案）

（７） 第２回ガラスびん事業委員会・分科会

日 時：平成17年10月7日（金）10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：27名

議 事：

1 平成18年度ガラスびん再商品化委託単価（案）について

18年度再商品化委託単価案を無色3,900円/トン、茶色4,800円/トン、その他色7,100円/トンとすることを決定し、次回総務企画委員会に付議することになった。

2 平成18年度事業計画書（素案）について

- 3 平成18年度収支予算書（素案）について
- 4 平成17年度ガラスびん事業部上期活動報告について
- 5 その他

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

（８） 第２回紙容器事業委員会・分科会

日 時：平成17年10月11日（火） 10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：22名

議 事：

- 1 紙製容器包装の平成18年度再商品化委託単価（案）について

18年度再商品化委託単価案を、20,400円／トンとすることを決定し、次回総務企画委員会に付議することとした。

- 2 平成18年度事業計画書（素案）について
- 3 平成18年度収支予算書（素案）について
- 4 平成17年度紙製容器包装再商品化事業の概要について
- 5 その他

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

（９） 第２回プラスチック容器事業委員会・分科会

日 時：平成17年10月11日（火） 12：30～15：00

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：24名

議 事：

- 1 平成18年度プラスチック製容器包装再商品化委託単価（案）について

18年度の再商品化委託単価案を89,100円/トンとすることを決定し、次回総務企画委員会に付議することになった。しかしながら、本事業委員会として18年度再商品化委託単価を原案通り認める前提として、ベール品質の汚れ、異物混入を徹底的に排除すること、そのための体制整備に努めること、また、標準コストの算定作業を通じ18年度の入札単価の引き下げなど更なる再商品化のコストダウン、効率化に努めることなどの条件提示がなされた。

- 2 平成18年度事業計画書（素案）について
- 3 平成18年度収支予算書（素案）について
- 4 平成17年度事業実施状況について
- 5 その他

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

（１０） 第２回総務企画委員会

日 時：平成17年10月12日（水） 10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：15名

議 事：

- 1 平成18年度再商品化委託単価（案）について

平成18年度の再商品化委託単価案は、ガラスびんで無色3,900円/トン、茶色4,800円/トン、その他色7,100円/トン。PETボトルは9,100円/トン、紙は20,400円/トン、プラスチックは89,100円/トンとすることを決定、次回理事会に上程することになった。

- 2 平成18年度事業計画書（案）について
- 3 平成18年度収支予算書（案）について

4 その他

- プラスチック油化問題の報告について
- 再商品化受託状況等について
- 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュールについて

(11) 第3回PETボトル事業委員会・分科会

日 時：平成18年3月15日（水）10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：25名

議 事：

- 1 平成17年度収支計算書（見込み）について
- 2 平成18年度再商品化予定委託料金支払い方法の変更について
- 3 平成18年度事業計画書（案）について
- 4 平成18年度収支予算書（案）について
- 5 平成17年度PETボトル再商品化実績見込みについて
- 6 平成18年度PETボトル再商品化事業者入札選定について
- 7 PETボトルに係る有償入札の取扱いについて
- 8 平成18年度PETボトル事業部活動計画（案）について
- 9 その他
 - 事業委員会・分科会委員の改選について
 - 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

(12) 第3回プラスチック容器事業委員会・分科会

日 時：平成18年3月16日（木）10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：22名

議 事：

- 1 平成17年度収支計算書（見込み）について
- 2 平成18年度事業計画書（案）について
- 3 平成18年度収支予算書（案）について
- 4 平成17年度プラスチック製容器包装再商品化実績見込みについて
- 5 平成18年度プラスチック製容器包装再商品化事業者の入札選定結果について
- 6 平成18年度プラスチック容器事業部活動計画（案）について
- 7 その他
 - プラスチック油化事件等の経過報告
 - 平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

(13) 第3回ガラスびん事業委員会・分科会

日 時：平成18年3月17日（金）10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：25名

議 事：

- 1 平成17年度収支計算書（見込み）について
- 2 平成18年度事業計画書（案）について
- 3 平成18年度収支予算書（案）について
- 4 平成17年度ガラスびんの再商品化実績見込みについて
- 5 平成18年度ガラスびん再商品化に関する入札選定結果等について
- 6 平成18年度ガラスびん事業活動計画（案）について

7 その他

○事業委員会・分科会委員の改選について

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

（14）第3回紙容器事業委員会・分科会

日 時：平成18年3月17日（金）13：00～15：00

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：22名

議 事：

1 平成17年度収支（見込み）について

2 平成18年度事業計画書（案）について

3 平成18年度収支予算書（案）について

4 平成17年度紙製容器包装再商品化実績見込みについて

5 平成18年度紙製容器包装再商品化事業者の入札選定結果について

6 紙製容器包装引き取り品の品質調査について

7 平成18年度紙容器事業部活動計画（案）

8 その他

○平成17年度1月紙製容器包装再商品化実績報告

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

（15）第3回総務企画委員会

日 時：平成18年3月22日（水）10：00～12：30

場 所：日本容器包装リサイクル協会

出席者：16名

議 事：

1 平成17年度第2回理事会・第3回評議員会の開催について

2 平成17年度収支計算書（見込み）について

3 平成18年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について

4 再商品化業務規程の変更（案）について

5 就業規則の改正（案）について

6 その他

○各事業部における平成17年度再商品化実績及び今後の動き等について

○平成17年度の再商品化受託状況等について

○平成18年度再商品化の実施に向けたスケジュール（案）

○総務企画委員会委員の改選について

Ⅲ.委員会の構成

委員会設置規則に基づき、下記のとおり各委員会を構成し、委員会毎に前記の会議開催状況に記載のとおり、それぞれの委員会活動を行った。

1. 総務企画委員会

2. ガラスびん事業委員会

3. PETボトル事業委員会

4. 紙容器事業委員会

5. プラスチック容器事業委員会

（注）各委員会委員の氏名は、後述の項目（組織）に記載。